

令和6年3月27日 開会  
令和6年3月27日 閉会

令和6年 第1回

砂川地区保健衛生組合議会臨時会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和6年 第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会

令和6年3月27日（水曜日）

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第4 議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

川畑 智昭 議員

川野 敏夫 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 3月27日 至 3月27日 1日間

日程第3 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第4 議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

議 長 多比良 和 伸

副議長 中 川 清 美

議 員 柴 田 一 孔

三 本 英 司

川 畑 智 昭

奥 山 光 一  
沢 田 広 志  
川 野 敏 夫  
大 関 光 敏  
越 前 等

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 飯 澤 明 彦  
監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 井 上 守  
事 務 局 長 堀 田 一 茂  
事 務 局 次 長 増 井 稔 美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 川 端 幸 人

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 係 長 階 上 五 月

開会 午後1時54分

◎開会宣告

○議長

これより令和6年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として川畑智昭議員及び川野敏夫議員を指名します。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、3月27日、1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3月27日、1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第3、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本組合職員に対し在宅勤務等手当を支給するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新

旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。なお、条文を加える部分につきましては条文の要旨をご説明いたします。はじめに第1条の2は給与の定めであり第2項中通勤手当の次に在宅勤務等手当を加えるものであります。第10条は通勤手当の定めであり第2項第2号ただし書き中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員」を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）」に改めるものであります。同条の次に1条を加えるものであり、第10条の2を在宅勤務等手当とし、職員に支給する手当に在宅勤務等手当を加え一定期間以上の期間において1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を行う職員に対し月額3,000円を支給する事を定めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本件を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### ○議長

日程第4、議案第2号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第2号砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、条文を加える部分につきましては条文の要旨をご説明いたします。

第2条は会計年度任用職員の給与の定めであり、第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めるものであります。

第13条は期末手当の定めであり、第1項中、「に限る」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に1条を加えるものであり、第13条の2は勤勉手当の定めであり、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給の範囲、額等について定めるものであります。

第20条は、期末手当の定めであり、第1項中「に限る。」の次に「。次条において同じ」を加え、同条の次に1条を加えるものであり、次のページに進みまして、第20条の2は「勤勉手当」の定めであり、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給の範囲、額等について定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。第2項は砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正であり、第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削り、第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本件を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長

日程第5、議案第3号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。  
提案者の説明を求めます。

組合長。

○組合長

ただいま上程をいただきました議案第3号砂川地区保健衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現委員でございます栗井久司氏は、令和6年3月31日をもって任期が満了となりますので、砂川地区保健衛生組合同約第12条第2項の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

中村一久氏を選任いたしたいと存じますのでよろしくお願いをいたします。履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議のうえ、ご同意お願いいたしたく存じます。

○議長

これより議案第3号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。本案を原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時4分

〔中村一久氏入場〕

○議長

ここで、4月1日から監査委員に就任することになりました中村一久氏からご挨拶をいただきます。

○中村一久氏

それでは一言ご挨拶申し上げます。監査委員の選任の同意をいただきました中村でございます。この度は、選任の同意をいただきましたことにつきまして厚くお礼を申し上げます。監査委員に求められる職務の重要性に鑑み、研鑽に努め職務に精励してまいりますので、委員各位のご指導をよろしくお願い申し上げます。

再開 午後2時5分

○議長

休憩中の会議を再開します。

◎閉会宣告

○議長

以上で日程の全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午後2時05分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月27日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員